

板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱
(令和5年7月14日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内に住所を有する者（法人を除く。以下、「区民」という。）の、自転車用ヘルメットの着用を促進するため、区内自転車販売店による値引販売及び値引額の補填について定め、もって自転車利用の安全性向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車用ヘルメット 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3に規定する普通自転車をいう。）に乗車する際に着用するヘルメットで、別表に定める基準を満たす新品のもの。
- (2) 事業協力店 板橋区内の自転車販売店舗等で、事業協定もしくは事業協力に関する覚書を締結した店舗等をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象は、区民が購入し、かつ利用する自転車用ヘルメットの販売を行う事業協力店とする。

(助成額)

第4条 自転車用ヘルメット1個につき2,000円（販売価格（消費税込価格。）が2,000円を下回る場合は、販売価格とする。以下同じ）を上限とし、年度予算の範囲内で交付する。

(助成方法)

第5条 事業協力店は区民に、自転車用ヘルメットを販売する際に、板橋区自転車用ヘルメット購入申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を提出してもらうことにより、自転車用ヘルメット1個あたりの販売価格から2,000円を控除した金額で販売することができる。ただし、利用者一人あたり1個までとする。

- 2 区長は、前項の控除額を板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金（以下、「補助金」という）として事業協力店に交付する。

(交付申請)

第6条 事業協力店は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付申請書（別記第2号様式）
- (2) 板橋区自転車用ヘルメット購入申込書（別記第1号様式）
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と認めるときは板橋区自

転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付申請却下通知書（別記第4号様式）により、速やかに当該事業協力店にその旨を通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する交付決定に際し、必要な条件を付けることができる。

（補助金交付時期）

第8条 補助金は当該年度の1か月ごとに、当該期間における販売実績に応じて事業協力店に交付する。ただし、区長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

（状況報告）

第9条 事業協力店は、事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに書面により区長に報告しなければならない。

（事業の実績報告）

第10条 事業協力店は、当該年度の補助金交付事業が終了したときは、板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1)区長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助金事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自転車用ヘルメット販売助成事業補助金確定通知書（第6号様式）により、当該事業協力店に通知する。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、事業協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、補助金が交付された後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第13条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

3 区長は、区民が偽りその他不正な手段等により、申込書を事業協力店に提出したことが判明した場合は、当該区民に対し、期限を定めて第5条に定める控除額の返還を命ずることができる。

(事業の経理等)

第14条 事業協力店は、本助成事業に関する収支事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該助成事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第15条 事業協力店は、申込書の記載に必要な範囲で、適法かつ公正な手段によってのみ区民から本助成事業に係る個人情報の提供を受けることができる。

2 事業協力店は、申込書の保管場所を確保するとともに、施錠等により個人情報の適正な管理及び安全な保護を図らなければならない。

3 事業協力店は、申込書から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。本助成事業が終了した後においても同様とする。

4 事業協力店は、申込書から知り得た個人情報の全部又は一部を、区の許可なく複写、複製及び加工してはならない。

5 事業協力店は、申込書から知り得た個人情報を、本助成事業の目的以外に使用してはならない。

6 事業協力店は、本助成事業に関し、個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損、改ざん等の事故が発生したとき又は発生する恐れがあることを知ったときは、直ちに区長に報告し、対応について区と協議すること。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるものによるほか、土木部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

別表

対象自転車用ヘルメット基準

(1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
(2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCF マーク
(3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
(4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
(5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
(4) その他 (1) から (5) までに類する認証等を受けたマーク等が付与されたもので、区長が認めるもの

板橋区自転車用ヘルメット購入申込書

私（申請者）は、板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱に基づき、下記のすべての項目について確認（同意）のうえ、自転車用ヘルメット購入費用の助成を申し込みます。

【確認（同意）項目】

申請日（購入日）現在、申請者（購入者）・利用者とも板橋区内在住です。

助成は利用者1人につきヘルメット1個のみの申請です。

上記項目に違反した場合には、助成を受けた金額相当額を板橋区に返還することを了承します。

申請日(購入日)		年 月 日
申請者 (購入者)	(ふりがな)	
	氏名	【事業協力店確認欄】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()
	住所	東京都板橋区
	電話番号	— — ヘルメット購入個数 個

利用者①	(ふりがな)	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ 【事業協力店確認欄】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ 東京都板橋区
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ <input type="checkbox"/> その他(— —)

利用者②	(ふりがな)	
	氏名	【事業協力店確認欄】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ 東京都板橋区
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ <input type="checkbox"/> その他(— —)

利用者③	(ふりがな)	
	氏名	【事業協力店確認欄】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ 東京都板橋区
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ <input type="checkbox"/> その他(— —)

利用者④	(ふりがな)	
	氏名	【事業協力店確認欄】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ 東京都板橋区
	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者（購入者）に同じ <input type="checkbox"/> その他(— —)

※ この申込書は事業協力店を通じて区に提出します。

※個人情報については、板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱に定める補助対象要件等を確認するためのみに使用します。

■問い合わせ先:板橋区 部 課 係 電話 - -

別記第1号様式（第5条関係）

事業協力店記入欄

販売店名			所在地		
			連絡先		
ヘルメット名称(カラー・サイズ)			販売価格※(円)	補助額(円)	実売価格(円)
①	認証 マーク	①.SG ②.JCF ③.CE ④.GS ⑤.CPSC ⑥その他()	円	円	円
②	認証 マーク	①.SG ②.JCF ③.CE ④.GS ⑤.CPSC ⑥その他()	円	円	円
③	認証 マーク	①.SG ②.JCF ③.CE ④.GS ⑤.CPSC ⑥その他()	円	円	円
④	認証 マーク	①.SG ②.JCF ③.CE ④.GS ⑤.CPSC ⑥その他()	円	円	円

※ 販売価格は税込み金額

(販売を証明する証明書の添付欄)

年 月 日

板橋区長 様

（申請者） 事業協力店名：

所在地：

代表者氏名：

板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付申請書

板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、自転車用ヘルメット着用の普及を図るため、ヘルメット販売に対する補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 _____ 円

2 申請金額内訳

（補助対象額）	（販売数）	（補助対象金額）
@ 2,000	×	= _____ 円
@	×	= _____ 円
@	×	= _____ 円

3 実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 添付資料

(1) 板橋区自転車用ヘルメット購入申込書

(2) その他区長が必要と認める書類

（担当者）氏 名：

連絡先：

板第 号

（所在地）

（氏名）

様

年 月 日付けで申請のあった板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金について、板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記により交付します。

年 月 日

板橋区長

〇〇〇〇

（公印省略）

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 交付対象事業 板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金

（注）

- 1 板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱の規定に基づき、事務手続きをしてください。
- 2 この交付金に関しては、区の監査委員の監査を受けることがあります。
- 3 この交付金に関しては、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助事業等の状況報告等を求めることがあります。

板第 号

（所在地）

（氏名）

様

年 月 日付けで申請のあった板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金について、板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により却下することに決定したので、通知します。

年 月 日

板橋区長

〇〇〇〇

（公印省略）

記

1 却下の理由

年 月 日

板橋区長 様

（申請者） 事業協力店名：

所在地：

代表者氏名：

板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金実績報告書

板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
下記期間における、自転車用ヘルメット販売助成事業の実績を報告します。

記

1 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助対象ヘルメット販売数 _____ 個

3 補助対象金額 _____ 円

4 内訳

補助対象	(補助対象額)	(販売数)	(補助対象金額)
自 転 車 用 ヘ ル メ ッ ト	@ 2,000	×	= 円
	@	×	= 円
	@	×	= 円
	@	×	= 円
	@	×	= 円
	@	×	= 円

※上記に記載しきれない場合は、内訳書を添付してください。

（担当者）

氏 名：

連絡先：

板第 号

(所在地)

(氏名)

様

年 月 日付けで申請のあった板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金について、板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記により確定します。

年 月 日

板橋区長

〇〇〇〇

(公印省略)

記

- 1 補助金交付確定額 _____ 円
- 2 交付対象事業 板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金

(注)

- 1 板橋区自転車用ヘルメット販売助成事業補助金交付要綱の規定に基づき、事務手続きをしてください。
- 2 この交付金に関しては、区の監査委員の監査を受けることがあります。
- 3 この交付金に関しては、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助事業等の状況報告等を求めることがあります。